



埴町告示第118号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2号の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和2年12月23日

埴町長 宮田秀利



別 紙

区域を変更する大字及び字の名称				同左の区域（令和2年11月24日現在の 地番による。）
新		旧		
大字	字	大字	字	
川上	長峰	山形	金焼田	122、123

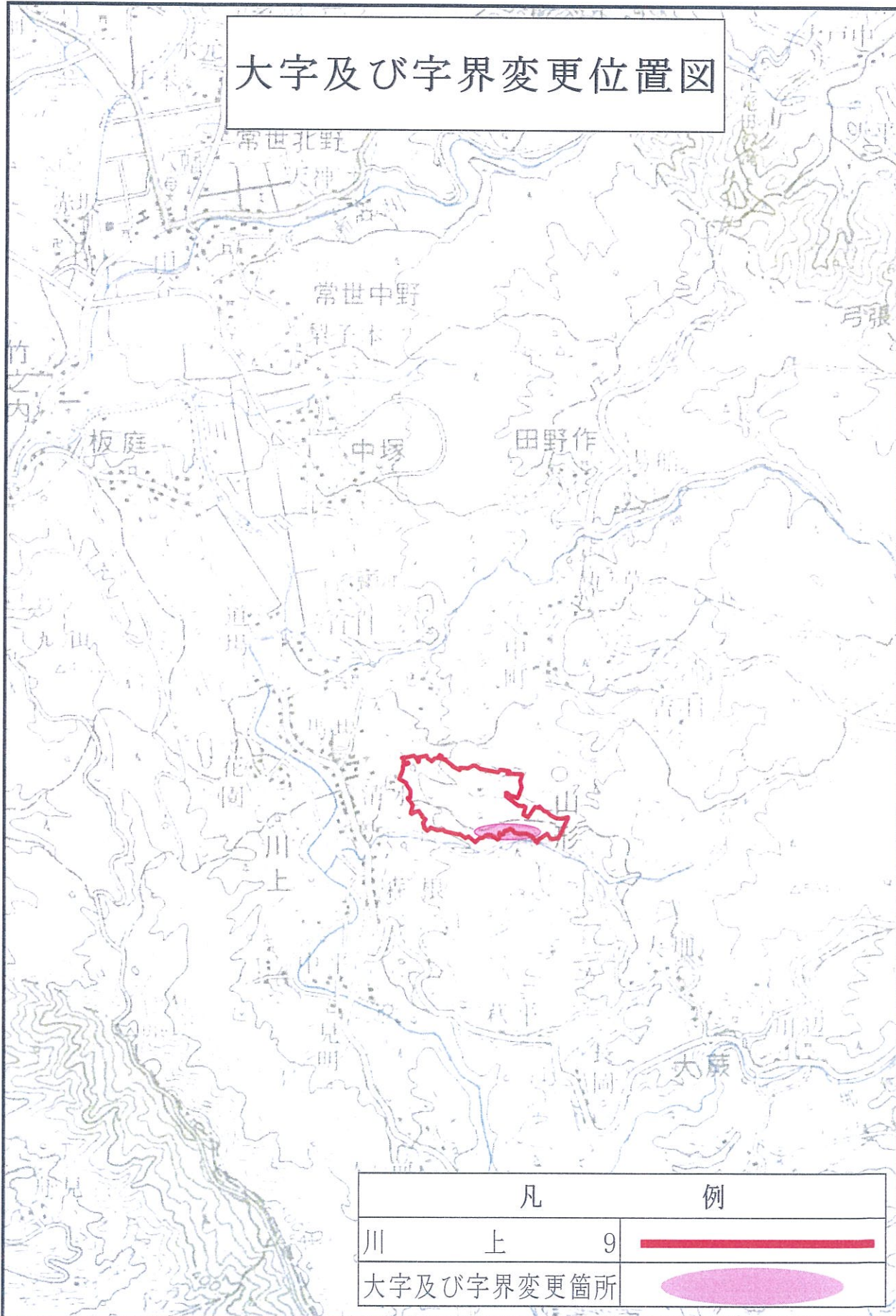
# 大字及び字の区域の変更資料

※ 大字及び字の区域の変更の主な理由

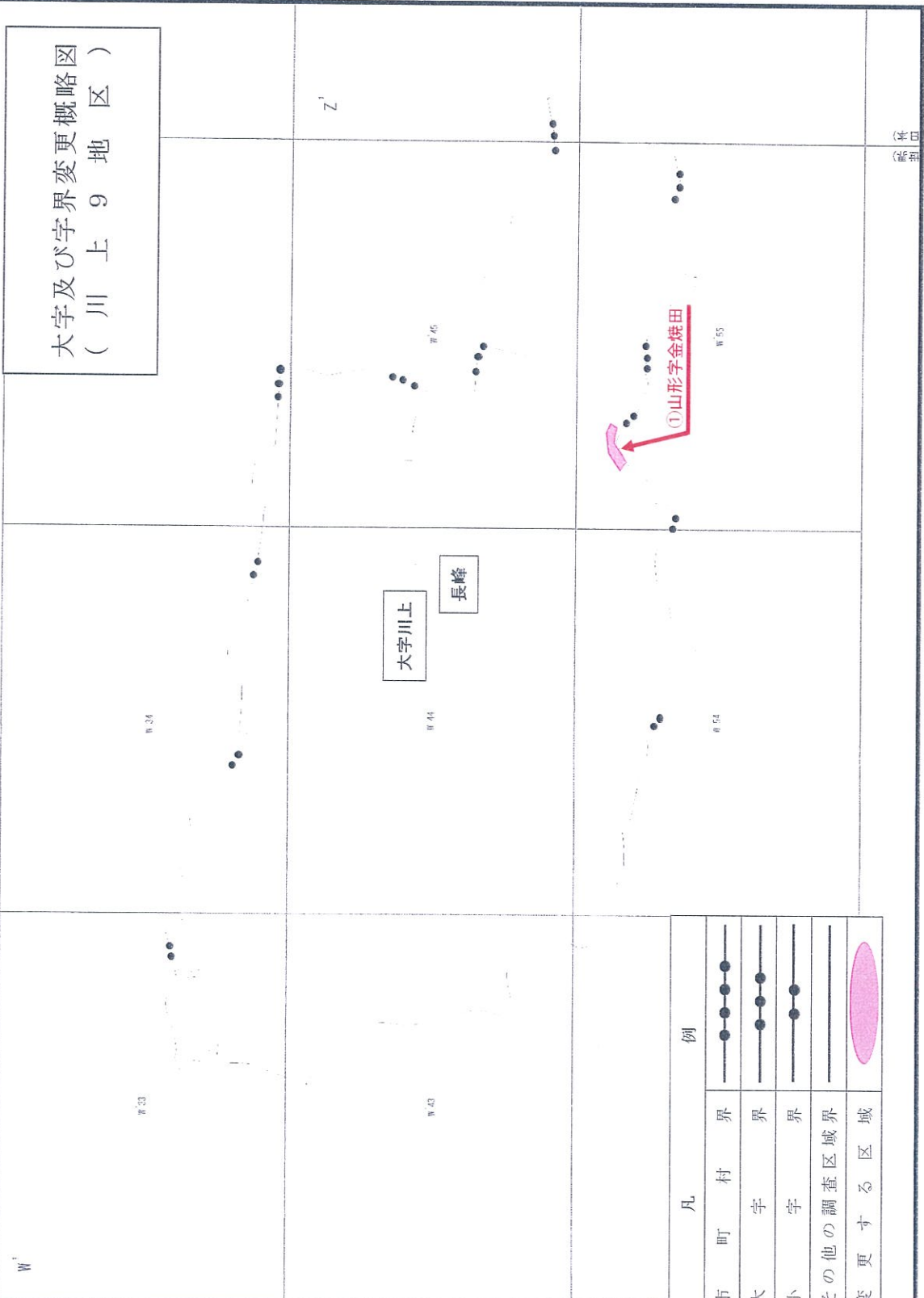
(1) 飛地になっている土地を隣接する字に区域を変更する。

通 番 号	字 番 号	調査後の土地の表示		調査前の土地の表示		図 面 頁	大字及び字界変更後の状況
		字	地 番	字	地 番		
1		長峰	468	金焼田	122	①	地番変更、469を合筆
2		長峰	469	金焼田	123	①	地番変更、468に合筆

# 大字及び字界変更位置図



大字及び字界変更概略図  
(川上9地区)



大字川上

長峰

凡 例	
市 町 村 界	
大 字 界	
小 字 界	
その他の調査区域界	
変更する区域	

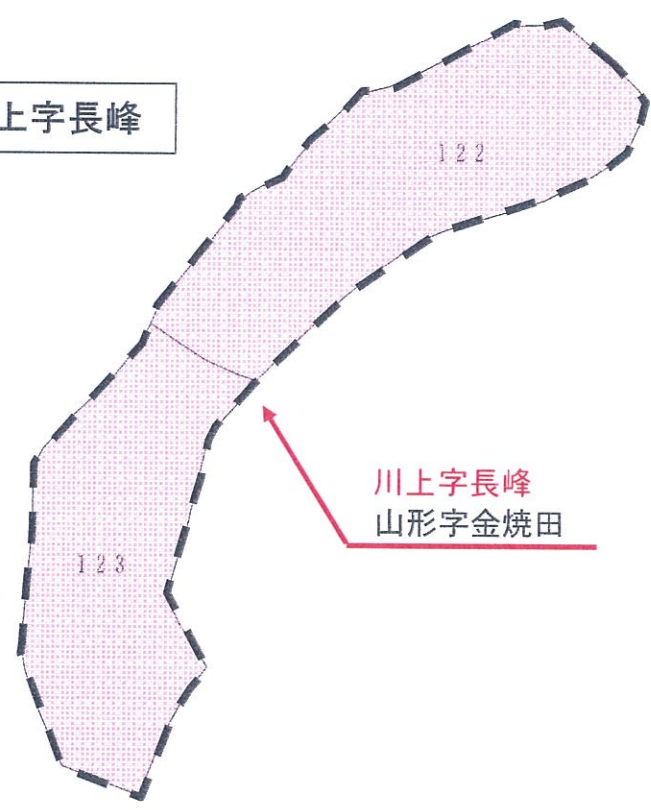




# 大字界変更明細図

1

大字川上字長峰



凡		例
変更により消える大字界		-----
新字の名称		赤字
旧字の名称		黒字
る変更区域す	地番の付されている土地	